

## 検討にあたっての視点

文化・スポーツ施設配置適正化計画の策定に伴い、今後の生涯学習を支えるために必要な機能・設備について、また、市民の方の「学びたい」という意欲に対してどのような体制で支援するべきかについて改めて検討します。

諮問事項「これからの生涯学習を支える『公共』の役割について」

## (1) 全体に関わる基本的視点

- ・開館後30年が経過し、老朽化が進行している
- ・現在の生涯学習センターの場所、機能に捉われない視点
- ・令和6年度に向けて文化・スポーツ施設の配置適正化計画を策定する予定である

## (2) 主なキーワード

- ・「学び返し」
- ・学習機会の提供
- ・市民主体の学び
- ・機能、設備の整理
- ・他施設との差別化、機能の統合

※「生涯学習」と「社会教育」に関する法令

<生涯学習>

《教育基本法》

第三条（生涯学習の理念） 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

<社会教育>

《教育基本法》

第十二条（社会教育） 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

《社会教育法》

第二条（社会教育の定義） この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

※市内施設の設置当初の目的

<生涯学習センター>

市民の生涯学習の振興を図り、市民生活の充実に寄与するため  
多種多様な学習機会を提供し、いつでも誰もが学習できる環境づくりを目指す

<ルミエール府中市民会館>

市民の福祉を増進し、かつ、地域社会の文化の向上を図るため

<市民活動センタープラッツ>

「市民との協働によるまちづくり」を推進するため、市民活動の場を提供することにより、活動への積極的な支援促進を図るため

※市民活動…地域の課題解決に向けた市民の自主的な活動を指す。

(個人、グループは問わない)

<文化センター>

《公 民 館》

市民のために実際生活に即する教育に関する各種の事業を行い、市民の生活文化の振興を図るとともに社会福祉の増進に寄与することを図るため

(社会教育法第 21 条)

《高齢者福祉館》

市民の福祉を増進し、生活の向上を図るため。

(老人福祉法第 27 条の 2)

《児 童 館》

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを図るため。

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする

(児童福祉法第 40 条)